

京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2 センターは、大学院横断教育プログラムとして本学が実施する博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムにおける教育の質を<u>保証</u>するために必要な業務を行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>第15 (略)</p>	<p>第2 センターは、大学院横断教育プログラムとして本学が実施する博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムにおける教育の質の<u>保証並びに科学技術イノベーション創出フェローシップ事業の実施</u>のために必要な業務を行う。</p> <p>第15 (同 左)</p> <p>第16 <u>センターに、科学技術イノベーション創出フェローシップ事業 (以下「フェローシップ事業」という。) の実施に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施委員会 (以下「事業実施委員会」という。) を置く。</u></p> <p>(1) <u>フェローシップ支給対象学生の選考に関すること。</u></p> <p>(2) <u>フェローシップ支給対象学生に対する研究力向上及びキャリアパス支援のための取組に関すること。</u></p> <p>(3) <u>フェローシップ支給対象学生に係る研究活動状況等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他フェローシップ事業の実施に関し必要なこと。</u></p> <p>2 <u>事業実施委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p>(1) <u>センター長</u></p> <p>(2) <u>センター長が指名する理事補 若干名</u></p> <p>(3) <u>第2 2 第1 項に定める各事業部門の部門長</u></p> <p>(4) <u>産官学連携本部副本部長 若干名</u></p> <p>(5) <u>学生総合支援センターキャリアサポートルーム室長</u></p> <p>(6) <u>学術研究支援室の室員 1名</u></p> <p>(7) <u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(8) <u>研究推進部長</u></p> <p>(9) <u>その他センター長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>3 <u>前項第4号、第6号及び第9号の委員は、センター長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>第2 項第4号、第6号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第17 <u>事業実施委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>委員長は、事業実施委員会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 <u>委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。</u></p> <p>第18 <u>事業実施委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>2 事業実施委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</u></p> <p><u>第19 事業実施委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門委員会は、事業実施委員会が行う第16第1項各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。</u></p> <p><u>3 専門委員会には、必要に応じて第16第2項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</u></p> <p><u>4 専門委員会の委員は、センター長が委嘱する。</u></p> <p><u>5 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。</u></p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業実施委員会が定める。</u></p> <p><u>第20 事業実施委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>第21 この要項に定めるもののほか、事業実施委員会に関し必要な事項は、事業実施委員会が定める。</u></p> <p><u>第22 センターに、フェローシップ事業を実施するため、フェローシップ事業の対象とする分野に応じて、次の各号に掲げる事業部門を置く。</u></p> <p><u>(1) 情報・AI・データ科学博士人材フェローシップ事業部門</u></p> <p><u>(2) 未来を創る先端量子技術創出フェローシップ事業部門</u></p> <p><u>(3) マテリアルイノベーションを創出する未来人材育成フェローシップ事業部門</u></p> <p><u>(4) 健康・医療・環境イノベーション創出フェローシップ事業部門</u></p> <p><u>2 事業部門に部門長を置き、各分野を代表する研究科の教員のうちから、センター長が指名する。</u></p> <p><u>3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 部門長は、当該事業部門の業務を掌理する。</u></p> <p><u>第23 事業部門に、当該分野におけるフェローシップ事業の実施に係る重要事項の審議を行うため、事業部門フェローシップ実施委員会（以下「事業部門実施委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 事業部門実施委員会に関し必要な事項は、事業部門実施委員会が定める。</u></p>
<p>第16 センターに関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。</p> <p>第17 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</p>	<p>第24 } (同 左)</p> <p>第25 }</p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="890 264 976 295">附 則</p> <ol data-bbox="820 304 1455 609" style="list-style-type: none"><li data-bbox="820 304 1455 336">1 この要項は、令和3年3月15日から実施する。<li data-bbox="820 344 1455 488">2 この要項の実施後最初に委嘱する第16第2項第4号、第6号及び第9号の委員の任期は、第16第4項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。<li data-bbox="820 497 1455 609">3 この要項の実施後最初に指名する第22第2項の部門長の任期は、第22第3項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。